

# 一般廃棄物処理業の許可に関する事務の各区への移行に伴う制度の変更について

東京都はこのほど、平成 12 年度に東京都から 23 区に移管された一般廃棄物処理業の許可に関する義務について、6 年間負担軽減措置を図ってきたが、平成 17 年度末でこの措置を終了して平成 18 年度から許可事務が各区に移行するに当たって説明会を開いてきた。この際、配布された資料から抜粋した内容を次に掲載したが、詳細については各区の清掃・リサイクル主管課の許可事務担当者にお問い合わせください。

一般廃棄物処理業の許可に係る事務は、平成 12 年度に東京都から 23 区に移管される際に、激変緩和措置として 6 年間、申請手続きは清掃協議会が一括処理し、許可申請手数料の納付先は収集量又は処分量最大の区のみとするなど、負担軽減措置が図られてきました。

この負担軽減措置は、平成 17 年度末をもって終了し、平成 18 年 4 月から許可事務が各区へ移行することになります。

## 1 許可に係る申請先等

各種申請や届出は、原則として、各区へ出向いて提出することになります。申請や届出の種類によって、提出する区が異なります。手続き等の詳細は、各区へお問い合わせください。

### 主な申請・届出先

申請等の種類	申請・届出先
新規許可申請	新たに許可を受けようとする区
更新許可申請	許可を更新しようとする区
変更許可申請	変更内容にかかわる区
変更承認申請	変更内容にかかわる区
変更届	運搬車の変更については、許可を受けているすべての区
業の廃止届	業を廃止する区
許可証再交付	再交付が必要な区

### 収集運搬業と処分業

業の種類	申請・届出先
収集運搬業	ごみの積込みを行う区（作業場所のある区）のほか、民間処理施設への荷卸しを行う場合はその施設が所在する区への許可申請が必要です。 ただし、指定処理施設（各清掃工場、中防処理施設及び最終処分場）への荷卸しのみを行う区に対する許可申請は不要です。
処分業	処分施設の所在区

### 添付書類の取扱い

申請に係る添付書類のうち、登記事項証明書等、公的機関に発行手数料を支払う必要があるものを、複数の区で使用する場合は、申請書類等にはそのコピーを添付し、必ず原本を窓口で提示してください。

## 2 許可申請手数料

許可を得ようとするすべての区において、申請の際に以下の手数料の納付が必要となります。

申請手数料区分	現 行	平成 18 年 4 月 1 日以降
新規許可申請	15,000 円	15,000 円
<b>更新許可申請</b>		<b>10,000 円</b>
変更許可申請	10,000 円	10,000 円
許可証再発行申請	3,000 円	3,000 円

「更新許可申請」に係る手数料が新設されました。

### 3 許可基準

収集運搬業の「普通ごみ」にあつては、「区内に継続的な作業場所を有すること」が新たに要件となります。  
ごみ種が「普通ごみ」の許可を更新する場合は、申請時に作業場所を持たない区の許可は更新できません

### 4 許可の更新

更新を必要とする区すべてに申請しなければ、申請しない区の許可は失効します。

### 5 事業の区分

23区では、指定処理施設の休業時（年末年始等）に行われる一般廃棄物を積載した状態で運搬車を特定の施設に駐車することを「積置き」として扱ってきましたが、平成18年度以降は、この「積置き」を「保管・積替え」に含むものとして扱います。これに伴い、現行の許可の事業区分において「積置き」を含むものについては、下表のとおりとなりますが、許可証の差し替えは不要です。

現 行		平成18年度以降
収集・運搬（保管・積替え及び積置きを除く。）	→	収集・運搬（保管・積替えを除く。）
収集・運搬（保管・積替えを除き積置きを含む。）	→	収集・運搬（保管・積替えを含む。）
収集・運搬（保管・積替え及び積置きを含む。）	→	運搬（保管・積替えを含む。） 運搬（荷卸しに限る。）

### 6 更新講習会及び能力認定試験

これまで清掃協議会が実施していた更新講習会及び能力認定試験は、23区で共同実施し、申請に係る各区共通の要件とします。実施時期等の詳細は、各区にお問い合わせください。

更新講習会 ... **更新許可申請の要件（毎年受講すること）**・年1回実施・受講料は8,000円程度  
平成18年度は2月に実施予定

能力認定試験 ... **新規許可申請の要件**・年1回実施（収集運搬業・処分業それぞれ） 受験料は無料  
出題は「一般廃棄物処理業の手引き」（特別区作成）から  
平成18年度は11月に実施予定（実施要項は、各区で5月中旬から配付予定）

### 7 車両保有台数基準

予備車も含めて、現行どおりです。

稼働運搬車1台あたり月平均20日以上稼働し、かつ特別区の区域内において月平均20t以上の運搬が見込まれること。

### 8 許可車両の表示

車両の表示は、現行どおりです。許可番号は、23区共通番号として取り扱います。

### 9 様式の取扱い

申請に係る書類等は、23区共通の様式です。（「一般廃棄物処理業の手引き」に、様式の見本を掲載。）

### 10 立入検査

立入検査は、各区が必要に応じて実施します。

### 11 許可証の交付

許可証の交付は、新規・更新の許可については、同一日、同一会場で、23区が一斉に行います。

### 12 運転日報作成の義務化

運搬車両ごとに「運転日報」を作成することが義務化されます。